

岩手県告示第814号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成27年10月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ハート・サポートセンター	滝沢市牧野林908番地2	小規模デイサービス「結の家」	滝沢市鶴飼笹森105番地	平成27年10月15日
株式会社ハート・サポートセンター	滝沢市牧野林908番地2	小規模デイサービス「笑の家」	滝沢市室小路146番地7	〃

2 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ハート・サポートセンター	滝沢市牧野林908番地2	ハート・ケアプランセンター	滝沢市室小路146番地7	平成27年10月15日